

24豊農森第145-1号
平成24年12月10日

豊前市監査委員 矢 鳴 学 様
豊前市監査委員 榎 本 義 憲 様

豊前市長 釜 井 健 介
(農林水産課)

指定管理者等監査の結果について(回答)

平成24年10月に実施されました指定管理者等監査においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 指定管理施設業務協定書及び仕様書について

【指摘の要旨】

農林水産課所管の3施設共に協定書及び仕様書は共通の内容となっている。しかし、施設の中には宿泊施設があり、施設の維持管理上共通の内容では適正なる把握は困難と思われる。各施設の目的と内容に対応した協定書、仕様書を検討されたい。また、仕様書に具体性が乏しく、併せて検討されたい。

各指定管理施設の業務協定書では、管理施設の改修等は施設ごとに指定管理者が自己の費用と責任において行う金額が違っている。金額の算定等に根拠がないので、要綱等を作成し明瞭化することを要望する。また、協定書の管理団体代表者の肩書きと、管理団体の定款又は規約の代表者の肩書きが相違していたので、統一されたい。

山村振興施設の管理に関する協定書では、「事故や災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に緊急事態の発生旨を通報しなければならない。」となっているが、緊急時の連絡網は作成されていなかった。また、各種の保守点検業務（電気・エレベータ・消防設備・濾過器空調・浄化槽等）や各種検査（レジオネラ菌・従業員健康診断等）を行なってはいるが、施設の管理運営上必要な報告は、仕様書にて必ず市へ書面にて行なうことを明文化するよう要望する。

【措置内容】

① 協定書・仕様書について

ご指摘いただいた、各施設の目的と内容に対応した協定書・仕様書については、市及び市外の類似施設の協定書を調査分析し、また、施設管

理者と協議を行い、より具体性のある協定書・仕様書を検討いたします。

② 各施設における改修等の費用弁償の算定について

ご指摘いただいた、各施設の指定管理者が改修等の自己の費用と責任において行う金額の相違につきましては、市及び市外の類似施設の状況を調査分析し、また、施設管理者と協議を行い検討いたします。

③ 指定管理者代表者の肩書きについて

協定書の管理団体代表者の肩書きと、管理団体の定款又は規約の代表者の肩書きの相違については、約款・規約等に基づいた肩書きで統一するよう指定管理者に指導いたします。

④ 事故や災害時の連絡網の作成について

各施設の事故や災害時の連絡網の作成については、市及び市外の類似施設を調査分析し、また指定管理者と協議を行い検討いたします。

⑤ 施設の管理運営上必要な報告

施設の管理運営上必要な報告は、各種法令、市及び市外の類似施設を調査分析し、また施設管理者と協議を行い、協定書若しくは仕様書に反映させる等で報告の義務付けを検討いたします。

2. 備品管理について

【指摘の要旨】

山村振興施設の管理に関する協定書では、「指定管理者は、市が無償で貸与する備品（Ⅰ種）及び指定管理者の費用により本業務実施のために購入又は調達した備品（Ⅱ種）について、指定管理者は市又は市が指定するものに引き継がなければならない。」とされているが、指定管理者が購入した備品（Ⅱ種）について市への報告等がなされてなかった。

市及び指定管理者の備品台帳整備を正確に行い、適正な備品管理を行うように改善されたい。

【措置内容】

指定管理者と協議し、市及び指定管理者の備品台帳整備を正確に行い、適正な備品管理を行うようにいたします。

3. 情報の発信強化やモニタリングについて

【指摘の要旨】

まちづくり課の豊前市観光情報センターや道の駅「豊前おこしかけ」と連携し、求菩提温泉「ト仙の郷」等の山村振興施設の季節ごとの旬な情報や各種イベント開催案内などタイムリーな情報発信や案内看板設置等を行い、市内外に積極的な集客努力をされるよう要望する。

また、市として事業計画書や協定書に基づき、施設の目的・役割が達成されているか、その有効性や効率性を判断するために3施設共通のアンケート等の情報を収集しているが、施設の目的、内容に対応したアンケート

を実施し、市と指定管理者が共同で利用者の要望や指定管理者の提供するサービスの測定または評価し、今後の施設のサービスの向上と充実のために努力されるよう要望する。

【措置内容】

① 情報の発信強化について

指定管理者との情報交換を密に行い、また、関係部署、機関との連携の強化を図り、市内外に積極的な集客努力いたします。

② 施設の目的・内容に即したアンケートの実施について

指定管理者と協議し、施設の目的・内容に即したアンケートの実施を検討いたします。

4. 協定書及び仕様書に基づく指定管理者への指導監督について

【指摘の要旨】

豊前市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条では、「市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。」となっている。農林水産課による指定管理者に対する指導監督と業務内容の把握は、概ね適切と思われるが、一部不適切と思われる部分もあり、今後も条例及び協定書に則って適正かつ効果的に業務が履行されているか十分に把握し、指導監督するよう要望する。

また、業務実態状況、施設の管理状況、経費の収支状況等の確認を的確に行い、監督所管課として責任ある管理と指導を行うとともに、今後も指定管理者との連携を密にして、サービスの向上に努められたい。

【措置内容】

協定書及び仕様書に基づく指定管理者への指導監督については、指定管理者と定期的な協議の場を設ける等で適時指導監督及びサービスの向上の実施を検討します。

また指定管理者に対する指摘事項については、次のような改善報告を受けておりますので、指摘事項が今後の管理運営に充分生かされているか指導監督をまいります。

【農林水産物集出荷貯蔵施設】について（報告）

【指摘の要旨】

山村振興施設の管理に関する協定書では、「事故や災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に緊急事態の発生を通報しなければならない。」となっているが、緊急時の連絡網は作成されていなかったため、早急に作成されたい。

営繕積立金を毎年積立しているが、収支決算報告書では単年度分しか表記されていないので、累計額も追加して表記することを要望する。

貯蔵施設は、山側で日照も充分でない場所に設置されており、施設の老朽化を防ぐため、周辺樹木の枝打ち等を要望する。

【措置内容】

ご指摘の緊急時の連絡網の作成については、会員と協議し、市担当課の指導のもと作成いたします。

また営繕積立金は、次回の総会より累計額も併せて表記いたします。

次に、周辺樹木の枝打ち等ですが、所有者と実施にむけ協議いたします。

【林産物処理加工施設・林産物展示直売施設】について（報告）

【指摘の要旨】

山村振興施設の管理に関する協定書では、「事故や災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に緊急事態の発生を旨を通報しなければならない。」となっているが、緊急時の連絡網は作成されていなかったため、早急に作成されたい。

収支決算報告書で雑収入の中に利用料金が含まれていたため、利用料金収入は別に分けて決算報告をされることを要望する。

【措置内容】

ご指摘の緊急時の連絡網の作成については、会員と協議し、市担当課の指導のもと作成いたします。

また、利用料金につきましては、次回の総会より分けて決算報告いたします。

【総合交流促進施設（ト仙の郷）】について（報告）

1. 施設の管理全般について

【指摘の要旨】

山村振興施設の管理に関する協定書では、「事故や災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に緊急事態の発生の旨を通報しなければならない。」となっているが、緊急時の連絡網や消防計画が作成されていなかった。ト仙の郷は、年間多くの人が利用されるので利用者の安全確保のため早急な計画策定をされ、必要な訓練等を定期的実施されるよう努められたい。

施設の安全管理及び衛生管理については、福岡県公衆浴場法施行条例、福岡県食品衛生法施行条例及び消防法を遵守し、利用者の安心・安全に万全を期した施設管理にあたられるよう努められたい。また定期的な点検結果については、随時市に報告するよう改善されたい。

【措置内容】

- イ、 緊急時の連絡網や消防計画の作成は関係機関のアドバイスをいただき早急に作成いたします。
- ロ、 福岡県公衆浴場法施行条例及び福岡県食品衛生法施行条例は遵守しております。消防法に関しましては一部不備がありましたので、速やかに改善いたします。
- ハ、 定期的な点検結果につきましては今まで以上に密に報告いたします。

2. 備品管理について

【指摘の要旨】

山村振興施設の管理に関する協定書では、「指定管理者は、市が無償で貸与する備品（Ⅰ種）及び指定管理者の費用により本業務実施のために購入又は調達した備品（Ⅱ種）について、指定管理者は市又は市が指定するものに引き継がなければならない。」とされているが、指定管理者が購入した備品（Ⅱ種）について市への報告等がなされてなかった。

備品台帳の整備を正確に行い、備品の移動時には随時市に報告し適正な備品管理を行うように改善されたい。

【措置内容】

- イ、 ご指摘の通り、備品の管理、台帳の整備が正確に行なわれていないので現在調査を行なっています。不明な点多々ありますので精査し、早急に報告書を提出いたします。
- ロ、 備品の移動及び購入に際しましては、今後、随時報告書を提出します。

3. その他

【指摘の要旨】

山村振興施設の管理に関する協定書の管理団体代表者の肩書きと、管理団体の定款又は規約の代表者の肩書きが相違していたので、統一されたい。

ト仙の郷のパンフレットの宿泊料金の表記やホームページの周辺観光情報の表記に誤解を招く表記が見受けられたので、早急に改善されたい。

山村振興施設の季節ごとの旬な情報や各種イベント開催案内などタイムリーな情報発信や案内看板設置等を行い、市内外に積極的な集客努力をされるよう要望する。

また、施設の利用者は減少傾向にあり、今後も減少又は停滞が予測されるので、施設利用者アンケート等のモニタリングを行い、利用者の意見、要望等を把握しこれからの改善策や管理業務に反映されるように努められたい。その結果についても市に報告するように努められたい。

【措置内容】

- イ、 代表者の肩書につきましては、24年度決算総会で議題として取り上げ統一したいと考えていますのでご理解下さい。
- ロ、 パンフレットの宿泊料金表記及びホームページの迦陵頻伽の表記は訂正いたしました。
- ハ、 その他のご指摘につきましては鋭意努力いたします。